

徳島県 ユニバーサルデザインによる まちづくりの推進に関する条例

『協議書』の記入方法と『整備基準』の解説等

- | | | |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 特定生活関連施設のチェック項目一覧表 | P1 |
| 2 | 協議書の記入方法（様式その1） | P2 |
| 3 | 整備基準の解説（様式その1） | P3～ |

平成29年3月

1 特定生活関連施設のチェック項目一覧表

特定生活関連施設のチェック項目一覧表

●印の項目について、チェックが必要となります。

| 種類 | 生活関連施設 (整備基準への適合努力義務) | 特定生活関連施設 (事前協議の義務) | 整備基準の項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|-----------------------|---------|-----|----|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------|----------------|-------------|-----------------------------------|-----|------------|----|--------------------------|--|------------------------|-------|--------------|----------|------|----|------------------------|----------------------|--|---|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | | 5 | | | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | | | | | | |
| | | | 出入口 | 廊下等 | 階段 | 用途面積 1,000㎡以上 の場合 | 用途面積 2,000㎡以上 の場合 | 用途面積 1,000㎡未満 の場合 | 用途面積 1,000㎡以上 の場合 | 用途面積 2,000㎡以上 の場合 | 多機能便房 のない便所 | 多機能便房 のある便所 | 左記項目に 加え | 用途面積 2,000㎡以上 の施設に 設ける便房 | 駐車場 | 敷地内 の通路 | 客席 | 固定式 座席を 設置 する場合 | 受付カ ウン ター、 記載台 及び 公衆 電話台 | 改札口 及び 支払用 通路 | 案内設備等 | 視聴覚情 報誘導灯 | 休憩 場所 | 授乳場所 | 浴室 | 更衣室 及び シャワ ー室 | 50 室超 える 場合 | 利用 する 者の 意見 を聴 くた めの 措置 | |
| 官公庁施設 | 国・県・市町村等の庁舎等 | すべてのもの | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| | 社会福祉施設等 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 医療施設等 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 教育施設 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 文化施設 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 娯楽施設 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 宿泊施設 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 店舗 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 金融機関等の施設 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 公益事業施設 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 環境衛生施設 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| 公共交通機関の施設 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| その他の施設 | 集会場、公会堂等 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| | 体育館、ホール、プール、ゴルフ練習場等 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| | 展示場（自動車展示場、住宅機器展示場等） | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| | 結婚式場、葬祭式場等 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 公共用の自動車車庫 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 共同住宅及び寄宿舎 (マンション、アパート等) | 20戸超 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 主として高齢者、障がい者等が利用する住戸がない場合 | 20戸超 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 神社、寺院又は教会等 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 複合施設（上記施設（共同住宅等を除く。）のうち2以上の施設を設ける場合において、用途面積等の合計1,000㎡超）の供用部分 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |

※1 「段を設ける場合の点状ブロック等の敷設」、「傾斜路を設ける場合の点状ブロック等の敷設」及び「地上出入口から受付等までの廊下等における線状ブロック等の敷設等」の基準細目（3項目）を除きます。
 ※2 「点状ブロック等の敷設」の基準細目（1項目）を除きます。
 ※3 「かご及び昇降路の構造」及び「乗降ロビーの構造」に関する基準項目のうち一部細目（7項目）を除きます。
 ※4 用途面積に関わらず公衆便所を設置した場合は、「多機能便房のある便所」に係る基準項目が対象となります。
 ※5 「線状ブロック等の敷設」及び「点状ブロック等の敷設」の基準細目（2項目）を除きます。
 ※6 客席を有する施設の場合に対象となります。
 ※7 『1出入口（細目「地上出入口」）』、『7敷地内の通路』及び『7利用する者の意見を聴くための措置』の基準項目が対象となります。
 ※8 不特定かつ多数の者が利用する室又は設備を設ける場合は、当該室等に至る経路に係る各基準項目についても対象となります。

2 協議書の記入方法（様式その1）

様式第3号（第7条関係）

その1

特定生活関連施設新築等協議書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例第22条第1項の規定により、特定生活関連施設の新築等（施設の用途の変更）の計画について協議します。

| | | |
|-------|-------------------|---|
| | 特定生活関連施設の所在地 | |
| | 特定生活関連施設の名 称 | |
| ① | 主 要 な 用 途 | |
| ② | 構 造 及 び 階 数 | 造 地上 階、地下 階 |
| ③ | 工 事 種 別 | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| | 延 べ 面 積 | 用途（ ） ④ ⑤ m ² |
| | | 用途（ ） m ² |
| | | 用途（ ） m ² |
| | | 用途（ ） m ² |
| | | そ の 他 m ² |
| | 合 計 | m ² |
| ⑥ | 宿 泊 施 設 の 客 室 数 | 室 |
| ⑦ | 共 同 住 宅 等 の 戸（室）数 | 戸（室） |
| | 特定生活関連施設の整備状況 | 別紙のとおり |
| | 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 工 事 完 了 予 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 設 計 者 | 氏 名 及 び 電 話 番 号 | （電話番号） |
| | 事 務 所 の 所 在 地 | |
| 施 工 者 | 氏 名 及 び 電 話 番 号 | （電話番号） |
| | 事 務 所 の 所 在 地 | |
| | ※受理番号 | 第 号 |
| | ※受理年月日 | 年 月 日 |

備考

- この様式は、建築物（小規模建築物を除く。）について、徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例第22条第1項の規定による協議をする場合に使用すること。
- ※印の欄には、記入しないこと。

①「**主要な用途**」欄には、当該協議の対象となる特定生活関連施設の用途（規則別表第1の施設名）を記入してください。なお、共同住宅において、主として高齢者、障害者等が利用する住戸を設けない場合は、（ ）書きでその旨を記入してください。

②「**構造及び階数**」欄には、当該協議の対象となる特定生活関連施設の構造及び階数を記入してください。

③「**工事種別**」欄には、当該協議の対象となる特定生活関連施設の工事種別を記入してください。なお、大規模の修繕、大規模な模様替え及び用途変更の場合は、その他に記入してください。

④「**延べ面積**」欄の「**用途**」は、当該協議の対象となる特定生活関連施設とそれ以外に区分して、それぞれの用途を記入してください。

⑤「**延べ面積**」欄の「**面積**」は、当該協議の対象となる特定生活関連施設とそれ以外に区分して、それぞれの面積を記入してください。

⑥「**宿泊施設の客室数**」欄には、ホテル、旅館等の客室数を記入してください。

⑦「**共同住宅等の戸（室）数**」欄には、共同住宅又は寄宿舍の1棟当たり（増築の場合においては、増築後）の戸（室）数を記入してください。

3 整備基準の解説（様式その1）

別紙

（整備基準チェックリスト） 特定生活関連施設の整備状況

1. 出入口 ※この項目は、各出入口を設ける場合に記入してください。

| 整備基準 | 整備状況 |
|------------------------------|---|
| ① 地上出入口のうち、整備基準に適合する1以上の出入口 | 有効幅員（90cm以上） 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 ④ 形式（ ） ⑤ 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 適・否 |
| ② 駐車場出入口のうち、整備基準に適合する1以上の出入口 | 有効幅員（90cm以上） 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 ⑤ 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 適・否 |
| ③ 室出入口のうち、整備基準に適合する1以上の出入口 | 有効幅員（80cm以上） 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 ⑤ 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 適・否 |

2. 廊下等 ※この項目は、廊下等を設ける場合に記入してください。

| 整備基準 | 整備状況 |
|---|---|
| 滑りにくい材料による仕上げ | 適・否 |
| ⑥ 段を設ける場合における当該段の整備状況 | 手すりの設置（両側） 主たる段の回り段の不設置 滑りにくい材料による仕上げ 踏面とけこみ及び段鼻との鑑別のしやすさ つまずきにくい構造 適・否 |
| ⑦ 適合地上出入口及び適合駐車場出入口から適合室出入口及び整備基準に適合した改札口に至るそれぞれ1以上の経路の廊下等 | 有効幅員（135cm以上、共同住宅等の場合にあっては120cm以上） ⑧ 高低差がある場合における傾斜路又は車いすユーザー用特殊構造昇降機の設置 ⑩ 出入口等に接する部分の水平面 ⑫ 車いすユーザー用特殊構造昇降機 適・否 |
| 地上出入口から受付等までの廊下等における線状ブロック等の敷設又は音声誘導装置等の設置その他視覚障害者を誘導するための措置（教習所、遊技場、自動車庫、共同住宅等及び社寺等以外の施設の場合に記入すること。） | 常時勤務する者による対応等 ⑬ 適・否 |

①「地上出入口」とは、直接地上に通ずる出入口をいいます。なお、避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。）が複数ある場合は、それぞれの階に整備基準を満たす1以上の出入口が必要となります。

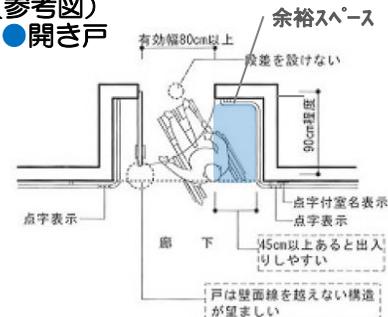
②「駐車場出入口」とは、百貨店の地下に駐車場がある場合などで、直接駐車場に通ずる出入口をいいます。

③「室出入口」とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者若しくは障害者で日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受ける者（以下「高齢者、障害者等」という。）が利用する各室の出入口をいいます。

④「車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式」とは、自動ドア、手動の引き戸としています。なお、開き戸とする場合は、扉を円滑に操作できるよう余裕スペースを確保するものとします。また、回り扉は設置しないことが望ましい。

（参考図）

●開き戸



⑤「車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置」とは、車いす使用者が楽に通過できるよう段のある敷居や溝などを設けないようにします。ただし、次の場合を除きます。

- (1) 屋外に面する地上出入口で、雨仕舞いの点から、高低差2cm程度以内で丸みを持たせた段とする場合。
- (2) 屋内の室出入口等で、高低差1cm程度以内で丸みを持たせた段とする場合。

⑥「段を設ける場合」とは、屋内は1cm、屋外は2cmを超える段差を設ける場合とします。

⑦「適合地上出入口」とは、地上出入口の整備基準（有効幅員、戸の構造及び形式、段の不設置）を満たす各地上出入口をいいます。

⑧「適合駐車場出入口」とは、駐車場出入口の整備基準（有効幅員、戸の構造及び形式、段の不設置）を満たす各駐車場出入口をいいます。

⑨「適合室出入口」とは、室出入口の整備基準（有効幅員、戸の構造及び形式、段の不設置）を満たす各室出入口をいいます。

⑩「135cm以上」とは、車いす使用者と歩行者がすれ違える寸法です。

⑪「高低差がある場合」（段を設ける場合）には、傾斜路等を設置し、車いす使用者が通過できるようにしてください。

⑫「車いすユーザー用特殊構造昇降機」とは、段差解消機で、建築基準法に基づく認定を受けている製品があります。

⑬「常時勤務する者による対応等」とは、地上出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導できる場合や、その他視覚障害者の誘導上支障のない場合として、次のような場合等には、線点状ブロック等の施設に代えることができるものとします。

- (1) 地上出入口付近にインターホン等を設置し常時勤務する者を呼び出す場合
- (2) ホテル等の入口に常時勤務している人により誘導が可能な場合
- (3) 百貨店等で受付が入口の正面にある場合（受付やフロント等から建物出入口が容易に視認できる場合）
- (4) 視覚障害者がひとりでの利用することを想定していない自動車車庫等や、視覚障害者以外の者が必ず同行するような用途の場合

| | | |
|--|--|-------------------|
| ① 傾斜路及びその踊場 | 有効幅員 (135cm以上、段併設の場合は105cm以上 (共同住宅等の場合にあつては、それぞれ120cm以上、90cm以上)) | cm |
| | 勾配 (1/12以下、高低差が16cm以下の場合は1/8以下) | 勾配 |
| | 踊場の設置 (高低差が75cmを超える場合にあつては、75cm以内ごとに踏幅150cm以上のもの) | 適・否 踏幅 (cm) |
| | 手すりの設置 (両側) | 適・否 |
| | 滑りにくい材料による仕上げ | 適・否 |
| | ④ 立ち上がりの設置 (高低差が10cmを超える場合にあつては、高さ10cm以上) | 適・否 |
| ⑤ 点状ブロック等の敷設 (教習所、遊技場、自動車庫、共同住宅等及び社寺等以外の施設の場合に記入すること。) | 適・否 | |
| ⑥ 上端及び下端の水平部分の設置 | 適・否 | |

3. 階段 ※この項目は、階段を設ける場合に記入してください。

| | 整備基準 | 整備状況 |
|---|--|------|
| | 手すりの設置 (両側) | 適・否 |
| ⑦ | 主たる階段の回り階段の不設置 | 適・否 |
| | 滑りにくい材料による仕上げ | 適・否 |
| ⑧ | 踏面とけこみ及び段鼻との識別のしやすさ | 適・否 |
| ⑨ | つまづきにくい構造 | 適・否 |
| | 点状ブロック等の敷設 (教習所、遊技場、自動車庫、共同住宅等及び社寺等以外の施設の場合に記入すること。) | 適・否 |

4. 昇降機 (官公庁施設等、社会福祉施設等、医療施設等、教育施設、文化施設及び公共交通機関の施設並びに集会所等で用途面積が1,000㎡以上のもの並びにその他の特定生活関連施設 (教習所を除く。)) で用途面積が2,000㎡以上のもの場合に記入すること。

| | 整備基準 | 整備状況 | |
|---|-----------------------------------|--|----|
| | エレベーターの総数 | 基 | |
| 通 | 適合エレベーターの数 | 基 | |
| | かご及び昇降路の構造 | かごの幅 (有効幅員140cm以上、共同住宅等以外の施設の場合に記入すること。) | cm |
| | ⑩ かごの奥行き (有効幅員135cm以上) | cm | |
| | ⑪ かごの平面形状 (共同住宅等以外の施設の場合に記入すること。) | 適・否 | |

①「傾斜路」とは、20分の1を超える勾配を有するものをいいます。

②「135cm」とは、車いす使用者と歩行者がすれ違える寸法をいいます。

③階段を併設する場合は、「105cm以上」とします。なお、併設する場合は、階段のできるだけ近くに設けることが望ましい。

④「立ち上がりの設置」とは、高低差が10cmを超えるような場合には、車いすの脱輪防止のため、傾斜路の縁端部に立ち上がりを設けます。

⑤「点状ブロック等の敷設」とは、傾斜路の起終点には、注意喚起として点状ブロックを敷設します。

⑥「上端及び下端の水平部分の設置」とは、傾斜路の上端及び下端には安全に停止できるよう水平な部分を設けます。

⑦「回り階段」とは、らせん階段や回り階段を設ける場合などをいいます。(下の参考図参照)

⑧「踏面とけこみ及び段鼻との識別のしやすさ」とは、段鼻とその周囲との明度、色相又は彩度の差などにより見分けやすい場合とします。

⑨「つまづきにくい構造」とは、蹴込み板のない階段や透明なガラス板の階段など以外をいいます。

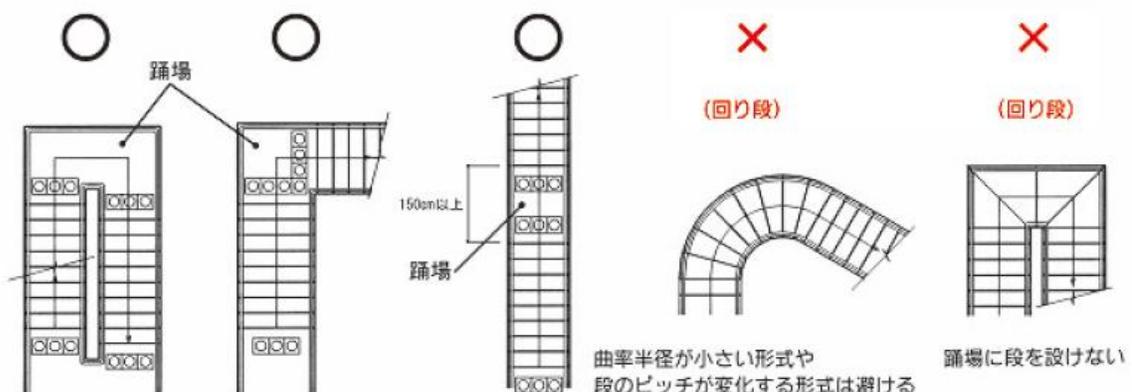
※この項目は、() 内の場合において昇降機を設ける場合に記入してください。

⑩「かごの奥行き (有効幅員135cm以上)」は、JIS規格の11人乗り及び13人乗りのかごの奥行き寸法であり、電動車いすも収まる大きさです。

⑪「かごの平面形状」とは、車いす使用者が容易に転回できる大きさとし、ただし、難しい場合は、車いす使用者と介助者が同乗できる大きさとし、

(参考図)

● 階段の形式



| | | | | | |
|---------------------------------|--|---|-----|--------------|------------------|
| 合 エ レ ベ ー タ ー | ① | かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置（共同住宅等以外の施設の場合に記入すること。） | 適 | 否 | |
| | ② | かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を知らせる装置（共同住宅等以外の施設の場合に記入すること。） | 適 | 否 | |
| | | 戸の開閉状況を確認できる鏡の設置 | 適 | 否 | |
| | ③ | かご及び昇降路の出入口の有効幅員（それぞれ80cm以上） | | | cm |
| | | ④ 車いす使用者に配慮した制御装置 | 適 | 否 | 床からの高さ（ cm） |
| | 乗降ロビーの構造 | ⑤ 視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置（共同住宅等以外の施設の場合に記入すること。） | 適 | 否 | |
| | | 車いす使用者に配慮した制御装置 | 適 | 否 | 床からの高さ（ cm） |
| ⑤ | 視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置（共同住宅等以外の施設の場合に記入すること。） | 適 | 否 | | |
| | ⑥ 幅員及び奥行き（それぞれ有効幅員150cm以上） | 幅員 | cm× | 奥行き cm | |
| | ⑦ 到着するかごの昇降方向を知らせる装置（共同住宅等以外の施設の場合に記入すること。） | 適 | 否 | | |
| ⑧ | 適合エレベーターを設置した旨の表示 | 適 | 否 | 表示場所（ ） | |

エレベーターの設置に代わる措置の内容 ⑨

※ 5. 便所（「多機能便房のある便所」欄は用途面積が1,000㎡以上の特定生活関連施設（公衆便所、自動車庫及び共同住宅等を除く。）及び公衆便所の場合に、「多機能便房のない便所」欄は用途面積が1,000㎡未満の特定生活関連施設（公衆便所、自動車庫及び共同住宅等を除く。）の場合に記入すること。）

| 整備基準 | | 整備状況 |
|------|---------|-------------------|
| 便所の数 | | 箇所 |
| 多 | 多機能便房の数 | 箇所 |
| 機 | 便所の出入口 | 有効幅員（80cm以上） ⑩ cm |

①「かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置」を設置し、利用者にとって、わかりやすく、使いやすいものとしします。

②「かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を知らせる装置」とは、到達する階及び戸の開閉を知らせる音声案内装置をいいます。

③「かご及び昇降路の出入口の有効幅員（それぞれ80cm以上）」は、車いす使用者が通過できる寸法です。

④「車いす使用者に配慮した制御装置」は、車いす使用者の手の届く範囲を考慮し、設置位置は床から高さ100cm以上（操作盤中央付近）とします。

⑤「視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置」とは、制御装置（操作盤）の各ボタンに点字表示や浮き彫り表示したものをいいます。

⑥乗降ロビーの「幅員及び奥行き（それぞれ有効幅員150cm以上）」は、車いすの転回が可能な寸法です。

⑦「到着するかごの昇降方法を知らせる措置」とは、かごが到達して戸が開いたときなどに、音声により昇降の別を案内するものをいいます。

⑧「適合エレベーターを設置した旨の表示」とは、当該エレベーター付近に、ピクトグラム（図記号）などにより、わかりやすく表示したものをいいます。

※この項目は、（ ）内の場合において便所を設ける場合に記入してください。

⑨「エレベーターの設置に代わる措置」とは、当該階において提供される役務又は販売される物品を高齢者、障害者が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合をいい、次のような場合等とします。

(1) 2階で行っている窓口業務を適宜1階で行える体制を整えている場合

(2) 車いす使用者用昇降機等により、車いす使用者等を2階に上げることができる場合

⑩多機能便房のある便所の出入口の「有効幅員（80cm以上）」は、車いす使用者が通過できる寸法です。

| | | | |
|---|---------------------------------------|-------------------------|--------------|
| 多機能便房のある便所 | 多機能便房の出入口 | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適・否 形式() |
| | | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適・否 |
| | | ①有効幅員(80cm以上) | cm |
| | 十分な床面積の確保② | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適・否 形式() |
| | | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適・否 |
| | | 長辺 cm× 短辺 cm | |
| | 腰掛便座、手すり等の適切な配置 | 適・否 設置設備() | |
| | 多機能便房を設置した旨の表示 | 適・否 | |
| | ③操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置 | 適・否 | |
| | ④非常通報装置の設置 | 適・否 | |
| 多機能便房のない便所 | 便房の数 | 箇所 | |
| | 便所の出入口 | 有効幅員(80cm以上) | cm |
| | | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適・否 形式() |
| | | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適・否 |
| | 出入口 | 有効幅員(80cm以上) | cm |
| | | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適・否 形式() |
| | | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適・否 |
| | 腰掛便座、手すり等の適切な配置 | 適・否 設置設備() | |
| | 操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置 | 適・否 | |
| | ⑤手すり等を設けた床置き式の男性用小便器の設置 | 適・否 | |
| 用途面積が2,000㎡以上の施設に設ける便房(官公庁施設等、医療施設等、文化施設、店舗及び公共交通機関の施設並びに劇場等、集会場等、運動施設及び展示場の場合に記入すること。) | 乳幼児を座らせることができる設備の設置⑥ | 適・否 | |
| | 乳幼児のおむつ替えができる設備の設置⑦ | 適・否 | |
| | ⑧人口肛門又は人工膀胱を使用している者のための洗浄設備等を備えた便房の設置 | 適・否 | |
| | 便房を設置した旨の表示⑨ | 適・否 | |
| | | 適・否 | |

①多機能便房の出入口の「有効幅員(80cm以上)」は、車いす使用者が通過できる寸法です。

②多機能便房における「十分な床面積の確保」とは、出入口と便座の位置関係等を考慮し、車いす使用者が容易に回転できるスペース(φ150cm程度)を確保したものとします。

③「操作が容易な水栓器具」とは、自動水栓式、レバーハンドル式などとなります。

④「非常通報装置」(非常用呼出ボタン)は、転倒した時でも操作のできる高さに設けます。

⑤「手すり等を設けた床置き式の男性用小便器」は、体を支えるための手すりを設け、通行に支障がないよう背後に十分なスペースを確保したものとします。

⑥乳幼児を固定する「ベビーチェア」を設けます。

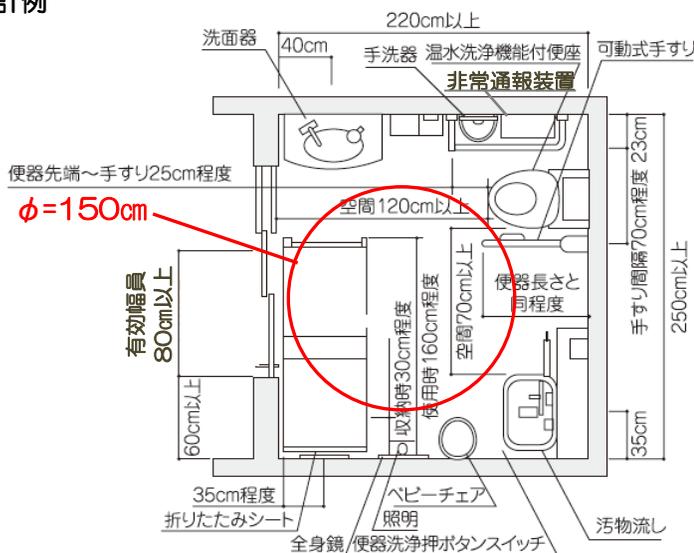
⑦おむつ交換を行うための「ベビーベッド」などを設けます。

⑧「人口肛門又は人工膀胱を使用している者(オストメイト)のための洗浄設備等」は、利用しやすいよう洗浄設備は大きめの物とし、ドアに表示サインを設置します。

(※オストメイトとは、直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害を負い手術によって人口肛門や人口膀胱を造設した人をいいます。)

⑨「便房を設置した旨の表示」とは、ピクトグラム(図記号)などにより、わかりやすく表示したものをいいます。

(参考図)
●設計例



6 ※駐車場（共同住宅等以外の施設の場合に記入すること。）※この項目は、駐車場を設ける場合に記入してください。

| 整備基準 | | 整備状況 | |
|------------------------------------|---|---|-----|
| 駐車台数 | | 台 | |
| ④ 出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路 | 車いす使用者用駐車施設 | 箇所 | |
| | ① 車いす使用者用駐車施設の数 | | |
| | ② 出入口からの距離 | 適・否 | |
| | 幅員（350cm以上） | cm | |
| | ③ 立て看板及び路面の表示 | 適・否 | |
| | 滑りにくい材料による仕上げ | 適・否 | |
| | ⑤ 段を設ける場合における当該段の整備状況 | 手すりの設置（両側） | 適・否 |
| | | 主たる段の回り段の不設置 | 適・否 |
| | | 滑りにくい材料による仕上げ | 適・否 |
| | | 踏面とけこみ及び段鼻との識別のしやすさ | 適・否 |
| つまずきにくい構造 | | 適・否 | |
| 有効幅員（135cm以上） | cm | | |
| 高低差がある場合における傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置 | <input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> 車いす使用者用特殊構造昇降機 | | |
| ⑥ つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶたの設置 | 適・否 | | |
| ⑦ 車路との分離等 | 適・否 | | |
| 傾斜路及びその踊場 | 有効幅員（135cm以上、段併設の場合は105cm以上） 勾配（1/12以下、高低差が16cm以下の場合は1/8以下） 踊場の設置（高低差が75cmを超える場合にあっては、75cm以内ごとに踏幅150cm以上のもの） 手すりの設置（両側） 滑りにくい材料による仕上げ 立ち上がりの設置（高低差が10cmを超える場合にあっては、高さ10cm以上） 傾斜路とその踊場及び駐車場内の通路との識別のしやすさ | cm 勾配 適・否 踏幅 (cm) 適・否 適・否 適・否 | |

7 ※敷地内の通路 ※この項目は、敷地内の通路を設ける場合に記入してください。

| 整備基準 | | 整備状況 |
|-----------------------|--------------|------|
| 滑りにくい材料による仕上げ | | 適・否 |
| ⑤ 段を設ける場合における当該段の整備状況 | 手すりの設置（両側） | 適・否 |
| | 主たる段の回り段の不設置 | 適・否 |

①不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、「**車いす使用者用駐車施設**」は1台以上設けるものとします。

②「**出入口からの距離**」は、適合地上出入口等からの距離ができるだけ短くなる位置とします。

③「**立て看板及び路面の表示**」とは、車いす使用者用であることが容易にわかるように立て看板（標示板等）の設置及び床面にマーク等を明記することとします。

④「**出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路**」欄は、適合地上出入口等から車いす使用者用駐車施設へ通ずる経路における整備状況（適・否）について、回答してください。

⑤「**段を設ける場合**」とは、屋内は1cm、屋外は2cmを超える段差を設ける場合とします。

⑥「**つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶた**」とは、側溝、排水柵・横断側溝などを設置する場合には、手掛け部分の切り掛けが狭くなっているコンクリートぶたや細目グレーチングなどを使用することとします。

⑦「**車路との分離等**」とは、車いす使用者の安全を確保するため、当該通路と車路を縁石、ライン引き、異なる舗装材や色を使用するなどにより区別した場合とします。

| | | |
|---|--|---|
| | 滑りにくい材料による仕上げ | 適 ・ 否 |
| | 踏面とけこみ及び段鼻との識別のしやすさ | 適 ・ 否 |
| | つまずきにくい構造 | 適 ・ 否 |
| 適合地上出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設に至る1以上の敷地内の通路 | 有効幅員（135cm以上（共同住宅等の場合にあつては、120cm以上）） | cm |
| | 高低差がある場合における傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置 | <input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> 車いす使用者用特殊構造昇降機 |
| | つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶたの設置 | 適 ・ 否 |
| 各地上出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路（教習所、遊技場、自動車車庫、共同住宅等及び社寺等以外の施設の場合に記入すること。） | 線状ブロック等の敷設又は音声誘導装置等の設置その他視覚障害者を誘導するための措置 ① | 適 ・ 否 （ ） ※視覚障害者による対応基 |
| | 点状ブロック等の敷設その他視覚障害者を誘導するための措置 ① | 適 ・ 否 （ ） ※視覚障害者による対応基 |
| 傾斜路及びその踊場 | 有効幅員（135cm以上、段併設の場合は105cm以上（共同住宅等の場合にあつては、それぞれ120cm以上、90cm以上）） | cm |
| | 勾配（1/12以下、高低差が16cm以下の場合は1/8以下） | 勾配 |
| | 踊場の設置（高低差が75cmを超える場合にあつては、75cm以内ごとに踏幅150cm以上のもの） | 適 ・ 否 踏 幅 （ cm） |
| | 手すりの設置（両側） | 適 ・ 否 |
| | 滑りにくい材料による仕上げ | 適 ・ 否 |
| | 立ち上がりの設置（高低差が10cmを超える場合にあつては、高さ10cm以上） | 適 ・ 否 |
| | 傾斜路とその踊場及び敷地内の通路との識別のしやすさ | 適 ・ 否 |
| | | 適 ・ 否 |

② 車路との分離等

8. ※客席（公民館、劇場等、集会場等及び運動施設に固定式のいす席を設置する場合に記入すること。）

| 整 備 基 準 | 整 備 状 況 | |
|-----------------------------|------------------|-------|
| 固定式のいす席の数 | 席 | |
| 車いす使用者が利用できる部分 | 利用できる車いす使用者の人数 ③ | 人 |
| | 出入口からの距離 ④ | 適 ・ 否 |
| 1人分の寸法（幅員90cm以上、奥行き140cm以上） | 幅員 cm× 奥行き cm | |

①「常時勤務する者による対応等」とは、道等に面する位置にインターホン等を設置し常時勤務する者を呼び出すことにより視覚障害者を誘導できる場合や、その他視覚障害者の誘導上支障のない場合として、次のような場合等には、線点状ブロック等の施設に代えることができるものとしします。

- (1) 敷地出入口において常時勤務している人により誘導が可能な場合
- (2) 敷地出入口に案内所等がある場合
- (3) 視覚障害者がひとりで利用することを想定していない自動車車庫等や、視覚障害者以外の者が必ず同行するような用途の場合

②「車路との分離等」とは、歩行者等の安全を確保するため、当該敷地内の通路と車路を縁石、ライン引き、異なる舗装材や色を使用するなどにより区別した場合としします。

※この項目は、（ ）内の場合において客席を設ける場合に記入してください。

③「利用できる車いす使用者の人数」は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる人数分以上の車いす使用者が利用できる部分を設けるものとしします。

| いす席数 | 利用できる車いす使用者の人数 |
|------------------|--|
| 100席以下の場合 | 1 |
| 100席を超え400席以下の場合 | 2 |
| 400席を超える場合 | いす席の総数から400を減じた数を200で除して得た数（小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。）に2を加えた数 |

④「出入口からの距離」は、客席の適合室出入口からの距離ができるだけ短くなる位置としします。

| | | |
|-------------------------------------|--|-------------------|
| 客席の出入口から車いす使用者が利用できる部分に至る1以上の客席内の通路 | 有効幅員（135cm以上） | cm |
| 傾斜路及びその踊場 | 有効幅員（135cm以上、段併設の場合は105cm以上） | cm |
| | 勾配（1/12以下、高低差が16cm以下の場合は1/8以下） | 勾配 |
| | 踊場の設置（高低差が75cmを超える場合にあっては、75cm以内ごとに踏幅150cm以上のもの） | 適・否 踏幅 (cm) |
| | 手すりの設置（両側） | 適・否 |
| | 滑りにくい材料による仕上げ | 適・否 |
| | 立ち上がりの設置（高低差が10cmを超える場合にあっては、高さ10cm以上） | 適・否 |

① 車いす使用者が舞台等に円滑に到達できる構造 適・否

9 ※受付カウンター、記載台及び公衆電話台

| 整備基準 | 整備状況 |
|------------------|------|
| ② 上面の高さ（70cm程度） | 適・否 |
| ③ フットレストが入る空間の確保 | 適・否 |

10 ※改札口及び支払用通路 ※この項目は、改札口等を設ける場合に記入してください。

| 整備基準 | 整備状況 |
|---------------------|------|
| 有効幅員（80cm以上） | cm |
| ④ 車いす使用者が円滑に通過できる構造 | 適・否 |

11 ※案内設備等 ※この項目は、案内設備等を設ける場合に記入してください。

| 整備基準 | 整備状況 | |
|-------------------------|-------------------------------|-----|
| ⑤ ⑥ 主要な案内設備 | 高齢者、障害者等が見やすく理解しやすい配慮 | 適・否 |
| | ⑥ 点字による表示 | 適・否 |
| | 図形若しくは記号又は外国語による表示 | 適・否 |
| | 建築物全体の案内を行う案内設備における車いす使用者への配慮 | 適・否 |
| ⑦ 視覚情報及び聴覚情報に配慮した誘導灯の設置 | | 適・否 |

12 ※休憩場所（学校等、飲食店、公衆便所、自動車庫及び共同住宅等以外の施設の場合に記入すること。） ※この項目は、（ ）内の場合に記入してください。

| 整備基準 | 整備状況 |
|-----------|------|
| ⑧ 休憩場所の設置 | 適・否 |

13 ※授乳場所（文化施設並びに劇場等、集会場等及び運動施設で客席を有するもの並びに公共交通機関の施設で用途面積が2,000㎡以上のもの場合に記入すること。）

※この項目は、（ ）内の場合に記入してください。

（参考図）

● 便所の表示板例



● 手すりの表示・点字例



出典：（とくしまユニバーサルデザイン推進マニュアル（本編））

① 「車いす使用者が舞台等に円滑に到達できる構造」とは、高齢者、障害者等が容易に舞台上がれるよう段のない通路の確保や、昇降機の設置等をいいます。

② 車いす使用者用として「上面の高さ（70cm程度）」のカウンターを併せて設置することとしています。

③ 「フットレストが入る空間の確保」とは、カウンター下部スペースの奥行きを45cm程度確保することとしています。

④ 車いす使用者が通過しやすいよう「有効幅員（80cm以上）」及び「円滑に通過できる構造」とします。

※この項目は、受付カウンター等を設ける場合に記入してください。

⑤ 「主要な案内設備」とは、次のようなものをいいます。

(1) 入り口等に設置する建築物全体の案内を行う案内板又は案内図など

(2) 車いす使用者が利用可能な便所、昇降機及び客席並びに主要な施設(室)などを示す表示板

(3) 車いす使用者が利用可能な便所、昇降機及び客席並びに主要な施設(室)などへの順路や行先などを示す案内板又は案内図

(4) 階段及び廊下の手すり(手すりに文字による案内表示をした場合)

(5) 入り口等に設置する視覚障害者を誘導するためのインターホンや音声案内装置等

⑥ 「点字による表示」は、主に次の箇所とし、視覚障害者が利用しやすい高さとしします。

(1) 入り口等に設置する建築物全体の案内を行う案内板又は案内図など

(2) 便所の表示板（便所内の配置がわかるもの）（左の参考図参照）

(3) 昇降機の乗り場ボタン及びかご内の操作盤

(4) 階段及び廊下の手すり(手すりに文字による案内表示をした場合）（左の参考図参照）

(5) 入り口等に設置する視覚障害者を誘導するためのインターホンや音声案内装置等（使用に当たっての説明書き等がある場合）

⑦ 「視覚情報及び聴覚情報に配慮した誘導灯の設置」とは、スピーカーや点滅装置を併設した誘導灯をいい、主に視覚・聴覚障害者が利用する施設などには、必要に応じて設置します。

⑧ 「休憩場所の設置」とは、障害者や高齢者、妊婦の方などが休憩できるようソファー、椅子やベンチなどを設置することとします。

| 整備基準 | 整備状況 |
|-------------------------------|----------|
| ① 乳幼児用ベッド若しくはいす又はこれらに代わる設備の設置 | 適・否 |
| ② 授乳場所を設置した旨の表示 | 適・否 |
| | 表示場所 () |

1.4 ※浴室（客室の内部に設置するものを除き、社会福祉施設等、医療施設等及び宿泊施設の場合に記入すること。）

| 整備基準 | 整備状況 | |
|-------------|----------------|--|
| 浴室の数 | 箇所 | |
| 以上の浴室 | 出入口 | 有効幅員（80cm以上） 車いす使用者等が円滑に通過できる戸の構造及び形式 形式 () |
| | 浴槽における手すりの設置 ③ | 適・否 |
| | 洗い場 | ④ 滑りにくい材料による床面の仕上げ ⑤ 操作が容易な1以上の水栓器具の設置 ⑥ 操作が容易な水栓器具を設置した部分における手すりの設置 |
| 非常通報装置の設置 ⑦ | 適・否 | |

1.5 ※更衣室及びシャワー室（運動施設の場合に記入すること。）

| 整備基準 | 整備状況 | |
|---------------------------|-----------------------------|---|
| 更衣室の数 | 室 | |
| 更衣室の区画の数 | 区画 | |
| ⑧ 更衣室の床面における滑りにくい材料による仕上げ | 適・否 | |
| 更衣室の区画 | 出入口 | 有効幅員（80cm以上） 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 形式 () |
| | 十分な床面積の確保 ⑨ | 適・否 |
| | 腰掛台（高さ40cmから45cm程度）の適切な配置 ⑩ | 適・否 高さ () cm |
| 手すり等の適切な配置 ⑪ | 適・否 | |
| 操作が容易な水栓器具の設置 | 適・否 | |
| 非常通報装置の設置 ⑫ | 適・否 | |
| シャワー室の数 | 室 | |
| シャワー室の区画の数 | 区画 | |

①「乳幼児用ベッド若しくはいす又はこれに代わる設備の設置」とは、乳幼児を同伴した者が授乳できるよう、多機能便房内などにベビーベッドやベビーチェアの設置、又はこれらの設備を設けた授乳スペースを設置することとします。

※この項目は、()内の場合において浴室を設ける場合に記入してください。

②「授乳場所を設置した旨の表示」とは、ピクトグラム（図記号）などにより、乳幼児を同伴した者にわかりやすく表示したものをいいます。

③「浴槽における手すりの設置」とは、浴槽周囲の適切な位置とします。また、浴室は、水平タイプや垂直タイプの手すりを適切に取り付け、浴槽への移動を行う場所には、垂直タイプの手すりを設けることが望ましい。

※この項目は、()内の場合において更衣室及びシャワー室を設ける場合に記入してください。

④「滑りにくい材料による床面の仕上げ」とは、濡れても滑りにくく、かつ転倒時や床をはって移動する場合を考慮し、体を傷つけない材料で仕上げます。

⑤「操作が容易な1以上の水栓器具の設置」とは、自動水栓式、レバーハンドル式などで、温度調整が容易なものとしてします。また、シャワーヘッドは（床面から50cmから180cm程度の高さ）昇降可能なものが望ましい。

⑥「操作が容易な水栓器具を設置した部分における手すりの設置」とは、操作が容易な水栓器具の周囲の適切な位置とします。

⑦「非常通報装置」（非常用呼出ボタン）は、洗い場及び浴槽から手の届く位置に、転倒した時でも操作のできる高さに設けます。

⑧「更衣室の床面における滑りにくい材料による仕上げ」とは、濡れても滑りにくい材料で仕上げます。

⑨「十分な床面積の確保」とは、車いす使用者が容易に転回できるスペース（φ150cm程度）を確保したものとします。

⑩「腰掛台（高さ40cmから45cm程度）の適切な配置」とは、着替えの際に、利用しやすいよう適切な位置にベンチ等を設けます。

⑪「手すり等の適切な配置」とは、水平タイプや垂直タイプのものを適切に取り付けます。

⑫「非常通報装置」（非常用呼出ボタン）は、転倒した時でも操作のできる手の届く高さに設けます。

| | | | |
|-----------------|-----------------------------|-------------------------|---------------------|
| ① | シャワー室の床面における滑りにくい材料による仕上げ | | 適・否 |
| | 出入口 | 有効幅員（80cm以上） | cm |
| | | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適・否 形式（ ） |
| | | 段の不設置 | 適・否 |
| | 十分な床面積の確保 ② | | 適・否 |
| | 腰掛台（高さ40cmから45cm程度）の適切な配置 ③ | | 適・否 高さ () cm |
| 手すり等の適切な配置 ④ | | 適・否 | |
| 操作が容易な水栓器具の設置 ⑤ | | 適・否 | |
| 非常通報装置の設置 ⑥ | | 適・否 | |

16. ※客室（宿泊施設に50を超える客室を設置する場合に記入すること。）

| 整備基準 | | 整備状況 |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| ⑦ 基準に適合する客室数 | | |
| 出入口 | 有効幅員（80cm以上） | cm |
| | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適・否 形式（ ） |
| | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適・否 |
| 便 | 出入口 | 有効幅員（80cm以上） |
| | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適・否 形式（ ） |
| | 車いす使用者が通過する際に支障となる段の不設置 | 適・否 |
| 十分な床面積の確保 | | 適・否 長辺 cm × 短辺 cm |
| 腰掛便座、手すり等の適切な配置 | | 適・否 |
| 操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備の設置 | | 適・否 |
| 浴室 | 出入口 | 有効幅員（80cm以上） |
| | 車いす使用者が円滑に通過できる戸の構造及び形式 | 適・否 形式（ ） |
| | 段の不設置 | 適・否 |
| 浴槽における手すりの設置 | | 適・否 |
| 洗い場 | 滑りにくい材料による床面の仕上げ | 適・否 |
| | 操作が容易な1以上の水栓器具の設置 | 適・否 |

①「シャワー室の床面における滑りにくい材料による仕上げ」とは、濡れても滑りにくく、かつ転倒時や床をはって移動する場合を考慮し、体を傷つけない材料で仕上げます。

②「十分な床面積の確保」とは、車いす使用者が容易に転回できるスペース（φ150cm程度）を確保したものとします。

③「腰掛台（高さ40cmから45cm程度）の適切な配置」とは、シャワー利用の際に、利用しやすいよう適切な位置に、車いす座面と同程度の40cmから45cm程度の高さのベンチ等を設けます。

※この項目は、（ ）内の場合に記入してください。

④「手すり等の適切な配置」とは、水平タイプや垂直タイプのものを適切に取り付けます。

⑤「操作が容易な水栓器具の設置」とは、自動水栓式、レバーハンドル式などで、温度調整が容易なものとします。また、シャワーヘッドは（床面から50cmから180cm程度の高さ）昇降可能なものが望ましい。

⑥「非常通報装置」（非常用呼出ボタン）は、転倒した時でも操作のできる手の届く高さに設けます。

⑦「基準に適合する客室」とは、各整備基準（出入口、便所、浴室、十分な空間など）に定める構造に適合するものをいい、50を超える客室を設ける場合は、その1以上を適合客室とします。

| | | |
|---|---|-----|
| | 操作が容易な水栓器具を設置した部分における手すりの設置 | 適・否 |
| | 非常通報装置の設置 | 適・否 |
| | 浴槽の縁の高さ（40cmから45cm程度）① | cm |
| | 乗移台の高さ（40cmから45cm程度）② | cm |
| ③ | 十分な空間の確保 | 適・否 |
| ④ | 車いす使用者が円滑に利用できるコンセント、スイッチその他の設備 | 適・否 |
| ⑤ | 視覚情報及び聴覚情報に配慮した非常警報装置 | 適・否 |
| ⑥ | 17. 利用する者の意見を聴くための措置（設計段階の取組実績又は工事施工中若しくは完成後の取組予定を記載すること。）※この項目は、必ず記入してください | |

①「浴槽の縁の高さ（高さ40cmから45cm程度）」とは、入浴の際に、利用しやすいよう車いす座面と同程度の40cmから45cm程度の高さとなります。

②「乗移台の高さ（高さ40cmから45cm程度）」は、浴槽への移動の補助として、浴槽の縁の高さに合せた乗移台を設けます。なお、浴槽の縁及び乗移台は、車いす座面と同程度の40cmから45cm程度の高さとなります。

③「十分な空間の確保」とは、客室には、車いす使用者が容易に転回できるスペース（φ150cm程度）を確保したものとします。

④「車いす使用者が円滑に利用できるコンセント、スイッチその他の設備」は、各操作器具に応じて、床上35cmから120cm程度の高さに設けます。

⑤「視覚情報及び聴覚情報に配慮した非常警報装置」とは、視聴覚障害者のために、視覚により伝達する警報装置（フラッシュライトなど）や、体感式振動ヘッド等により情報を伝達する警報装置をいい、必要に応じて設置又は貸出することが望ましい。

⑥「利用する者の意見を聴くための措置」とは、条例第16条において、施設を利用する者の意見を聴くよう努めなければならないとしています。

「意見を聴く」とは、次のような方法が考えられます。

- (1) 計画段階でのワークショップによる意見聴取
- (2) 施設利用者へのアンケート調査の実施
- (3) 定期的に利用者等による点検の実施
- (4) 施設利用者からの御意見箱の設置
- (5) 施設のホームページを活用した意見聴取